

令和元年10月12日（土）
国土交通省 関東地方整備局
相武国道事務所

記者発表資料

台風19号に伴う降雨により 国道20号（大垂水区間）^{おおたるみ}の通行止めを実施します。 【第1報】

台風19号に伴う降雨により規制雨量（通行規制基準値※）に達したため、以下の区間において、通行止め（雨量による通行規制※）を実施します。

《通行規制区間》

■国道20号 大垂水区間

八王子市南浅川町^{みなみあさかわまち}～相模原市緑区千木良^{ちぎら}（4.8km）

《規制開始》

令和元年10月12日（土） 7時40分～

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、当該区間の基準は連続雨量（降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断（2mm以下/時間）が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。）で150mmと定めています。

※雨量による通行規制

台風などの大雨の際にあらかじめ定めた通行規制基準値に達すると、道路利用者の安全を確保するため通行止めを行う事です。

■以下のホームページなどから道路情報が確認出来ます。

相武国道事務所ホームページ：<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

相武国道事務所公式ツイッター：https://twitter.com/mlit_sobu

NEXCO中日本ホームページ：<https://www.c-nexco.co.jp/>

発表記者クラブ

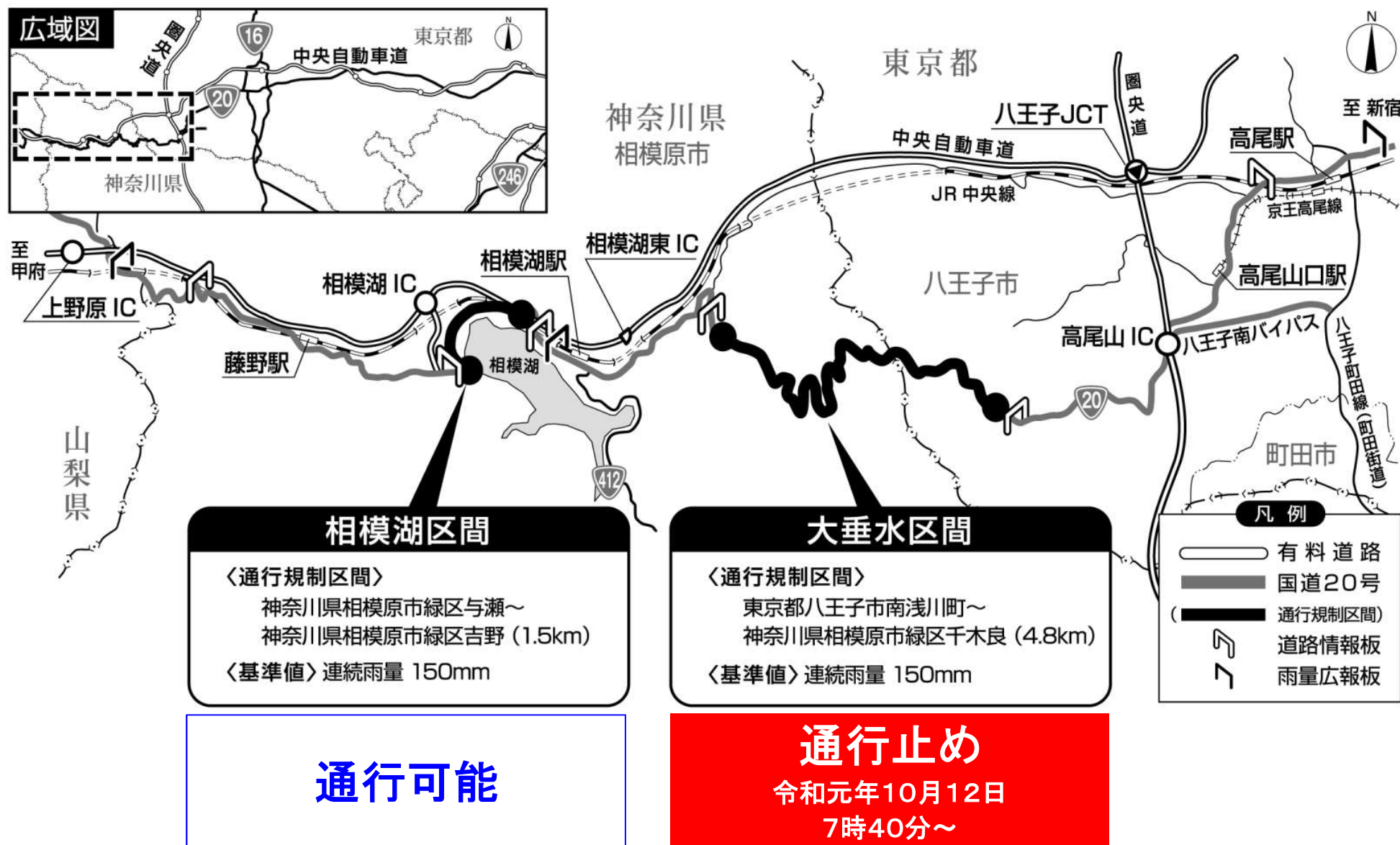
竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ
都庁記者クラブ、八王子記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所 TEL 042-643-2001(代)

副所長 ^{もりさわ} 森澤 ^{まさあき} 雅昭 管理第二課長 ^{まるやま} 丸山 ^{なるひこ} 徳彦

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



〈基準値〉連続雨量とは…

降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断（2mm 以下/時間）が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。